4　キャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。

㈠　電波を発射しようとする場合、その電波を発射するために使用する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する四フレーム以上にわたり（二）六二デシベル以下である場合に限り、当該チャネルにおける電波の発射が可能であること。

㈡　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が、一、八九八・一五MHz又は一、九〇〇・五五MHzの周波数の電波を発射しようとする場合は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波による受信電力が（一）八三デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。ただし、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が発射する電波の送信時間が一秒間に五ミリ秒以内である場合はこの限りでない。

5　変調信号の送信速度は、別表第四号のとおりとする。

6　同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であって、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合にあっては、次の条件に適合するものであること。

㈠　一、八九五・七五MHzの周波数の電波を使用すること。

㈡　通話時間は、最大二〇分であること。

㈢　通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

㈣　同時使用可能な最大チャネル数は、チャネルの切替時を除き、一であること。

7　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあっては、同時使用可能な最大チャネル数は、チャネルの切替時を除き、八とする。

別表第一号　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

変調方式	変調信号の送信速度
ＢＰＳＫ	192kbit／s
ＱＰＳＫ	384kbit／s
８ＰＳＫ	576kbit／s
12ＱＡＭ	672kbit／s
16ＱＡＭ	768kbit／s
24ＱＡＭ	864kbit／s
32ＱＡＭ	960kbit／s
64ＱＡＭ	1152kbit／s
256ＱＡＭ	1536kbit／s

注　許容偏差は百万分の100とする。

別表第二号　ＰＨＳの無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

変調方式	占有周波数帯幅が288kHz以下のもの	占有周波数帯幅が288kHzを超えるもの	
	ロールオフ率0.5	ロールオフ率0.5	ロールオフ率0.38
ＢＰＳＫ	192kbit／s	576kbit／s	640kbit／s
ＱＰＳＫ	384kbit／s	1152kbit／s	1280kbit／s
８ＰＳＫ	576kbit／s	1728kbit／s	1920kbit／s
12ＱＡＭ	672kbit／s	2016kbit／s	2240kbit／s
16ＱＡＭ	768kbit／s	2304kbit／s	2560kbit／s
24ＱＡＭ	864kbit／s	2592kbit／s	2880kbit／s
32ＱＡＭ	960kbit／s	2880kbit／s	3200kbit／s
64ＱＡＭ	1152kbit／s	3456kbit／s	3840kbit／s
256ＱＡＭ	1536kbit／s	4068kbit／s	5120kbit／s

注　許容偏差は百万分の100とする。

別表第三号　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

変調方式	変調信号の送信速度
ＦＳＫ及びπ／２－ＢＰＳＫ	1152kbit／s
π／４－ＱＰＳＫ	2304kbit／s
π／８－８ＰＳＫ	3456kbit／s
16ＱＡＭ	4608kbit／s
64ＱＡＭ	6912kbit／s

注　許容偏差は百万分の100とする。

別表第四号　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

1　直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合

変調方式	変調信号の送信速度
ＢＰＳＫ	1600kbit／s
ＱＰＳＫ	3200kbit／s
８ＰＳＫ	4800kbit／s